

第4節 産業構造

1 産業3部門の就業割合

就業者総数は、昭和50年から平成22年にかけて2倍以上増加していますが、その増加幅は小さくなりつつあります。

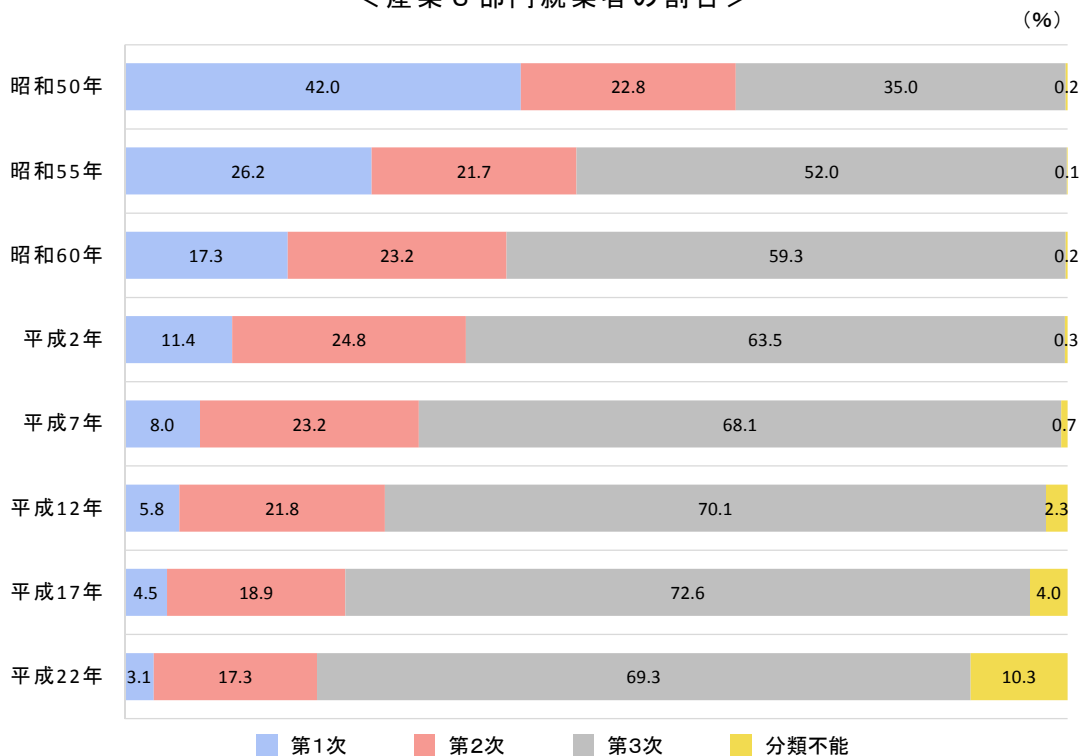
産業別の就業者の割合を見ると、第1次産業及び第2次産業では減少がみられ、特に第1次産業は急速な落ち込みがみられます。一方、第3次産業は増加傾向にあります。

表. 産業3部門就業者の割合

年	総数 (人)	第1次産業		第2次産業		第3次産業		産業分類不能	
		総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
昭和50年	46,240	19,386	42.0	10,555	22.8	16,198	35.0	101	0.2
昭和55年	60,653	15,862	26.2	13,149	21.7	31,571	52.0	71	0.1
昭和60年	70,199	12,129	17.3	16,275	23.2	41,679	59.3	116	0.2
平成2年	81,543	9,294	11.4	20,218	24.8	51,798	63.5	233	0.3
平成7年	90,368	7,227	8.0	20,995	23.2	61,506	68.1	640	0.7
平成12年	92,612	5,388	5.8	20,169	21.8	64,971	70.1	2,084	2.3
平成17年	94,455	4,290	4.5	17,809	18.9	68,602	72.6	3,754	4.0
平成22年	99,865	3,133	3.1	17,268	17.3	69,190	69.3	10,274	10.3

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

＜産業3部門就業者の割合＞

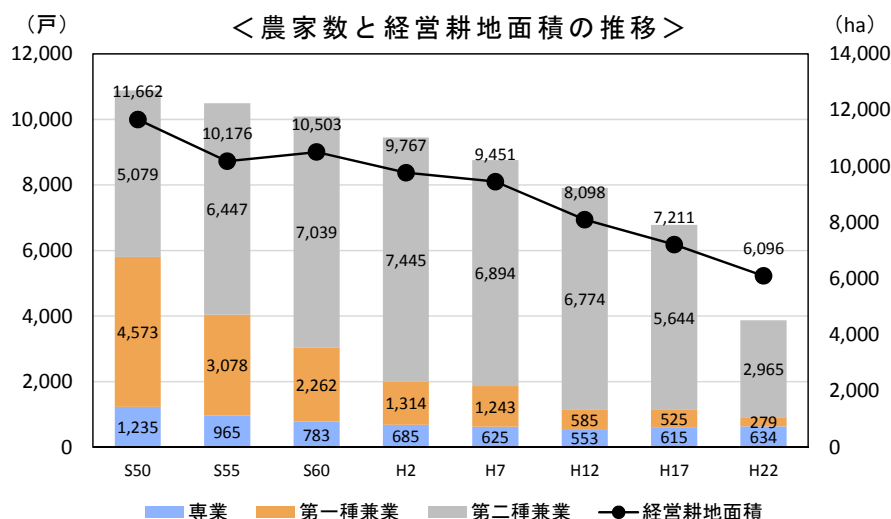


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 農業の状況

平成 22 年の農家数は 3,878 戸で、昭和 50 年と比較すると約 3 割に減少しています。

農家の区分別に推移を見ると、専業農家は平成 2 年以降大きな変化は見られません。一方、兼業農家は減少傾向にあり、特に第一種兼業農家の減少幅が大きくなっています。こうした状況を反映して経営耕地面積も減少しており、昭和 50 年と比較すると平成 22 年では約半減しています。

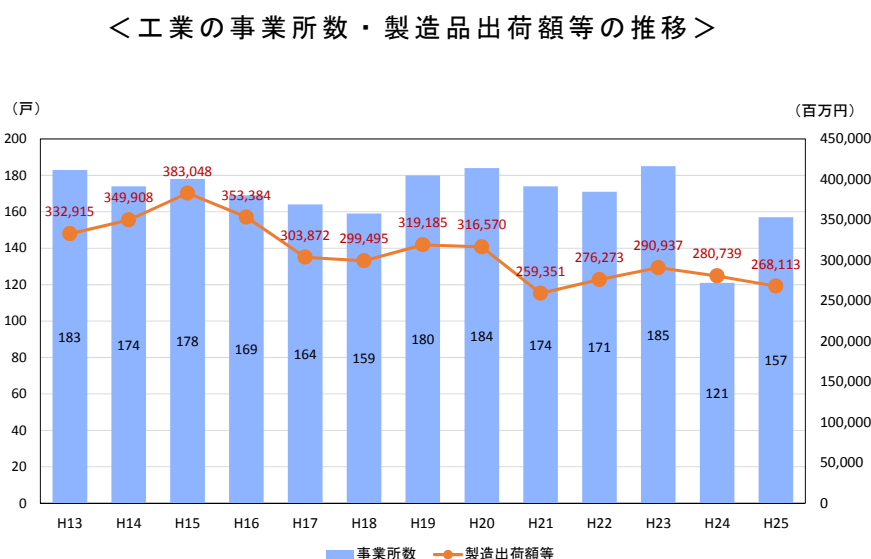


資料：農業センサス結果報告書及び茨城農林業基本調査結果報告書（各年 2 月 1 日現在）

3 工業の状況

平成 25 年の工業の状況を見ると、事業所数が 157 件、製造品出荷額等が約 2,681 億円となっています。

事業所数は、平成 13 年以降、概ね横這い状態が続いていますが、製造品出荷額等は緩やかな減少傾向にあります。



資料：工業統計調査結果報告書「茨城の工業」（各年 12 月 31 日現在）

注 1) 平成 13 年の従業者 3 人以下の事業所は、特定業種のための数値。

注 2) 平成 23 年は「平成 24 年経済センサス」の調査結果を工業統計に
合わせて集計したもの。

注 3) 平成 25 年は速報値。

4 商業の状況

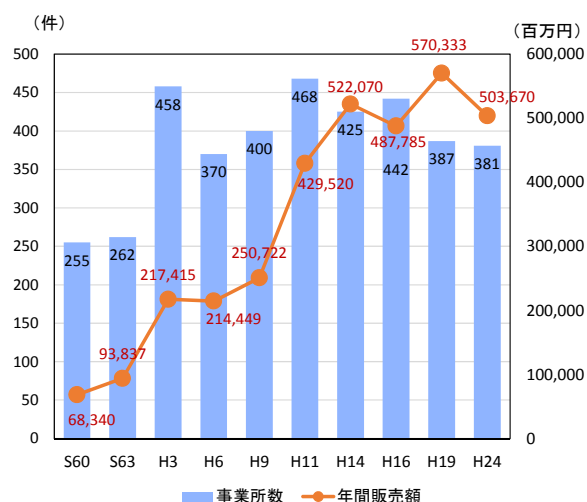
平成 24 年の卸売業の状況を見ると、事業所数は 381 件で、年間販売額は約 5,037 億円となっています。

昭和 60 年からの推移を見ると、事業所数は概ね増加しています。また、年間販売額は大幅に増加しています。

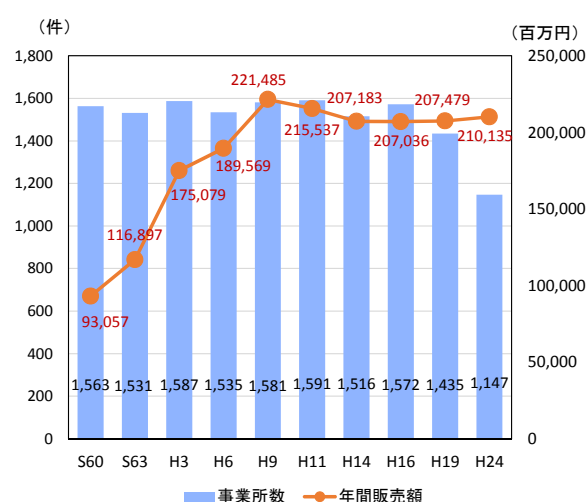
平成 24 年の小売業の状況を見ると、事業所数は 1,147 件で、年間販売額は約 2,101 億円となっています。

昭和 60 年からの推移を見ると、事業所数は概ね減少していますが、年間販売額は平成 9 年まで増加が続いた後、それ以降は概ね横ばいが続いています。

＜卸売業の事業所数・年間販売額の推移＞



＜小売業の事業所数・年間販売額の推移＞



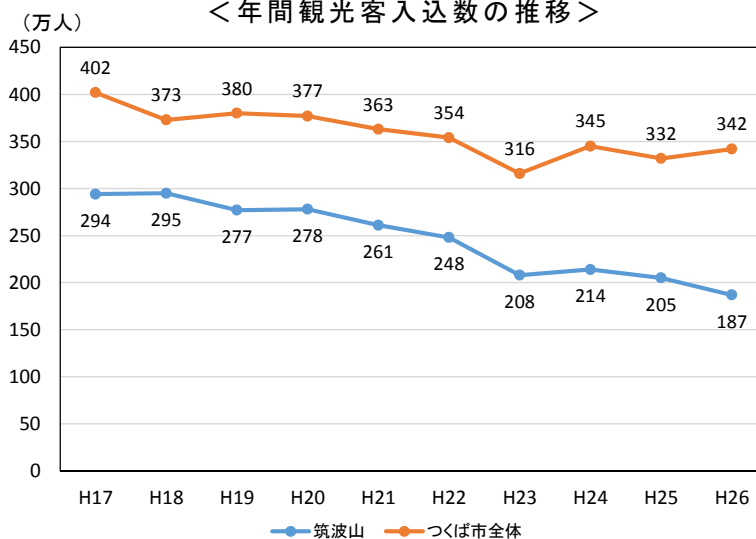
資料：経済センサス活動調査報告書

(平成 9・14・16・19 年は 6 月 1 日現在、平成 24 年は 2 月 1 日現在、それ以外の年は 7 月 1 日現在)

5 観光の状況

つくば市の年間観光客入込数は、平成 17 年の 402 万人をピークに概ね減少傾向にあり、平成 26 年時点で 342 万人となっています。

＜年間観光客入込数の推移＞



※平成 23 年より、年度(4 月～3 月)の集計から、年(1 月～12 月)の集計に変更

資料：観光物産課

(平成 22 年度までは 4～3 月で集計、平成 23 年度以降は 1～12 月で集計)

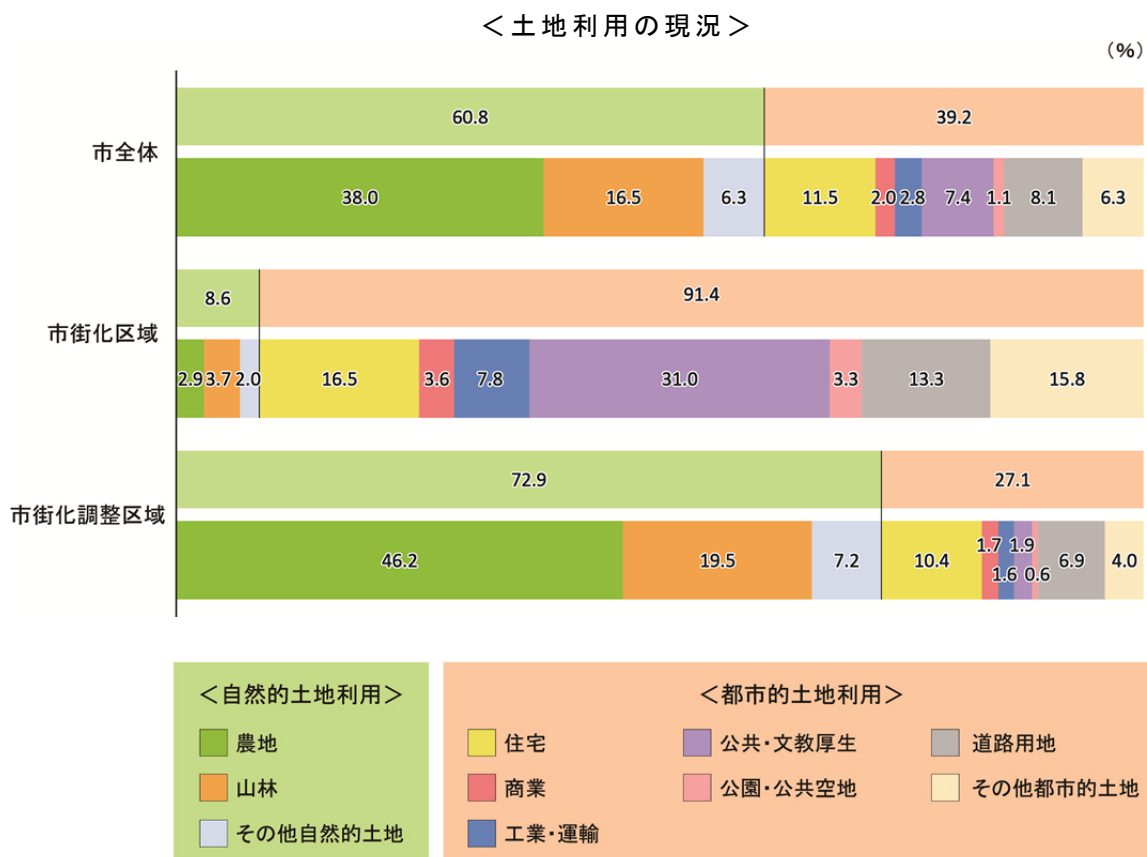
第5節 土地利用

1 土地利用現況

平成 24 年の土地利用状況を見ると、つくば市全体の構成比は都市的土地利用が 39.2%，自然的土地利用が 60.8%となっており，自然的土地利用が多くなっています。

区域区分別に見ると，市街化区域では，都市的土地利用が 91.4%，自然的土地利用が 8.6%となっており，都市的土地利用がその大部分を占めています。特に，研究学園地区の特徴である研究・教育機関を含む公共・文教厚生施設が 31.0%と最も多い割合を占めています。

一方，市街化調整区域では，市街化を抑制し，農地や緑地保全を優先するといった区域の特性上，自然的土地利用が 72.9%と，大部分を占めていますが，既存の集落や旧住宅地造成法等の開発による住宅団地など，住宅としての都市的土地利用も 10.4%となっています。

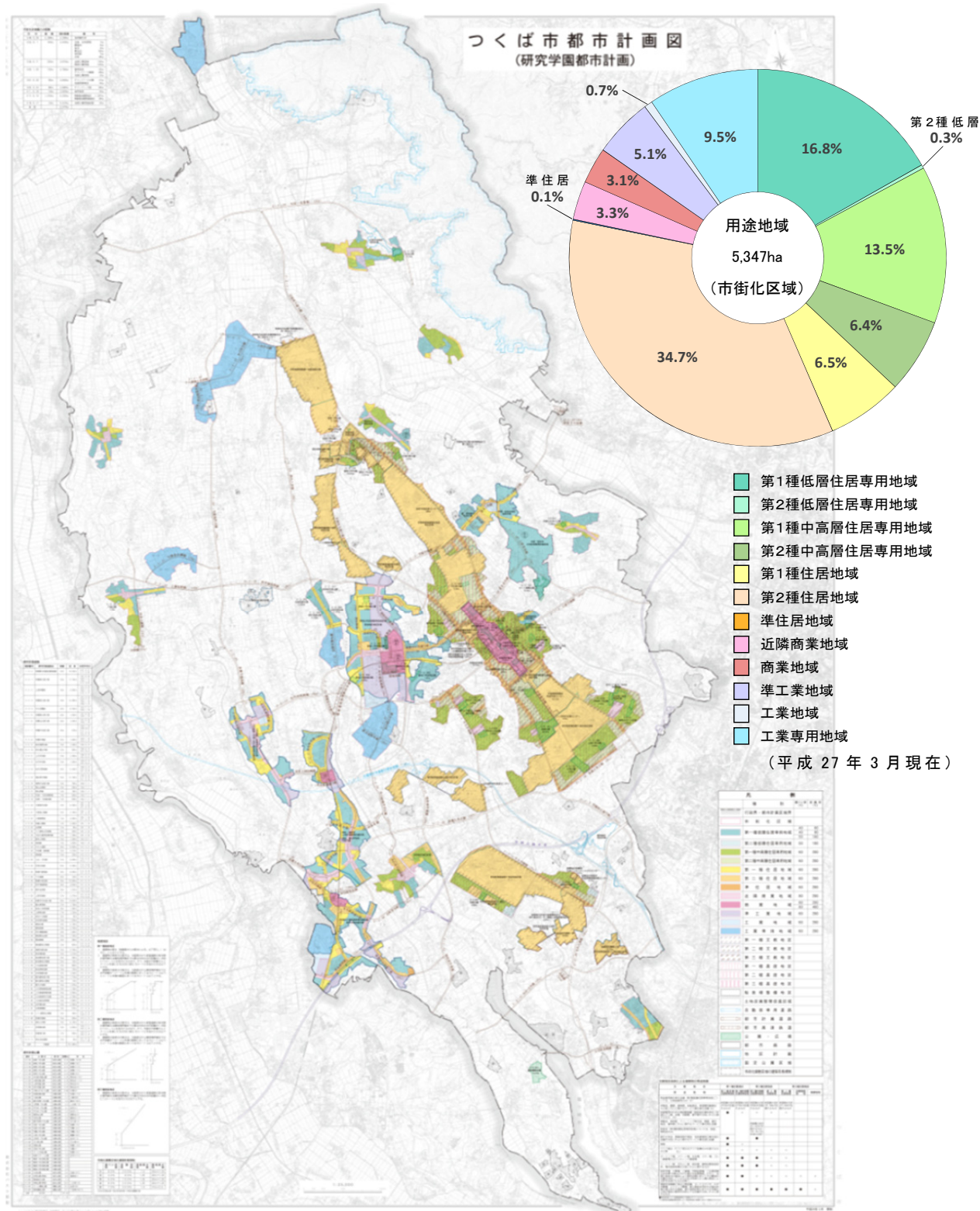


資料：平成 24 年都市計画基礎調査

2 区域区分・用途地域

研究学園都市計画区域（つくば市全域）の面積は 28,372ha で、このうち市街化区域が 5,347ha（18.8%）となっています。

<都市計画図（平成 27 年 3 月現在）>



3 自然的土地利用規制

(1) 農業振興地域

つくば市では、農業振興地域 22,057ha が指定され、その内農用地区域として 6,770ha が定められています。

農業振興地域やその中の農用地区域においては、土地利用の効率化を進め、優良農地の保全を図るとともに、農業の活性化等を推進しています。

農業振興地域	22,057ha
農用地区域	6,770ha

(H27.3 現在)

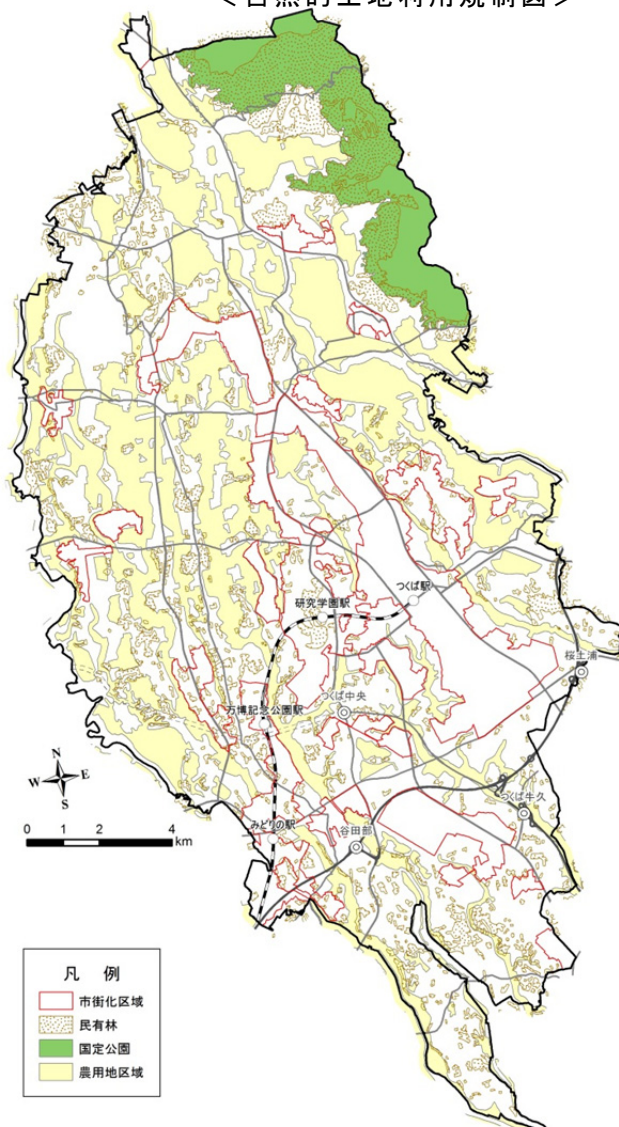
(2) 地域森林計画の対象森林

茨城県では、全国森林計画に基づき、県内を3つの森林計画区に分けて地域森林計画を策定しています。地域森林計画の対象となる民有林においては、立木を伐採する場合や開発等を行う際に、市町村への届出や茨城県の許可が必要となります。

森林面積	3,991.43ha
国 有 林	654.08ha
民 有 林	3,337.35ha

(H24.4 現在)

< 自然的土地利用規制図 >



(3) 自然公園（国定公園）

優れた自然風景や景観、野生のままでの動植物等を多数有する筑波山麓は、自然公園法に基づき、水郷筑波国定公園に指定されています。

水郷筑波国定公園では、優れた自然風景を保護するため、開発行為等が規制されています。

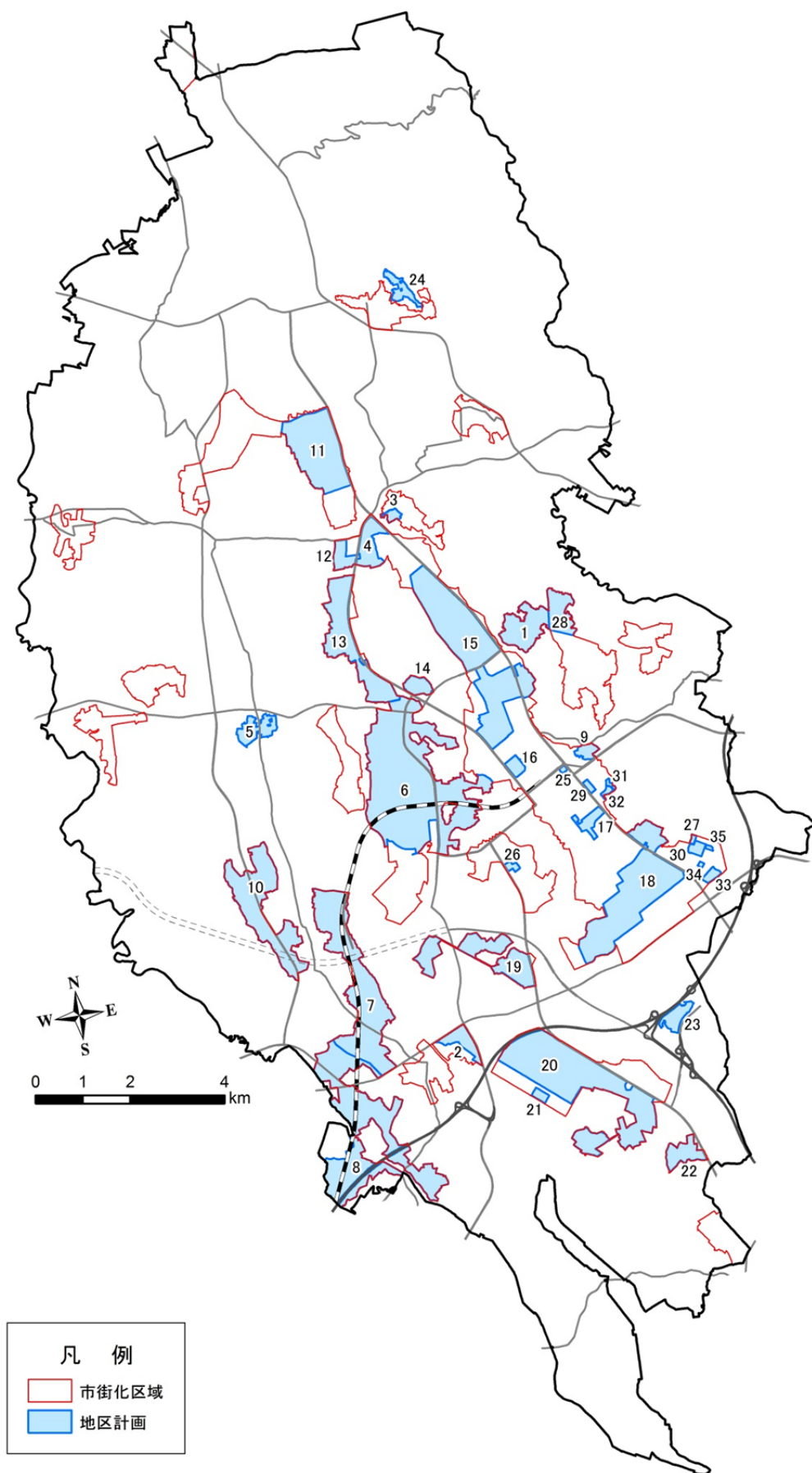
4 地区計画

つくば市では地区計画が 35 地区で決定されており、このうち市街化調整区域における地区計画が 3 地区、研究教育施設系の地区計画が 12 地区となっています。

表. 地区計画

番号	地 区 名	地区計画区域面積(ha)	地区整備計画区域面積(ha)	決 定 年 月 日
1	桜 柴 崎 地 区	65.7	28.1	H2.8.13 H5.6.25 H8.4.1 H26.2.25
2	台 町 地 区	26.1	26.1	H4.8.10 H8.4.1 H16.3.30
3	薬 師 地 区	6.8	6.8	H5.1.5
4	宿 西 地 区	38.9	38.9	H8.4.1
5	つ く ば 豊 里 の 杜	31.9	31.9	H11.11.12 H15.3.31
6	葛 城 地 区	484.7	484.7	H16.12.17 H26.2.25
7	島 名 ・ 福 田 坪 地 区	242.9	242.9	H16.12.17 H18.4.14
8	萱 丸 地 区	292.7	292.7	H16.12.17 H18.4.3
9	花 室 西 部 地 区	11.6	11.6	H18.4.14
10	上 河 原 崎 ・ 中 西 地 区	168.2	168.2	H20.5.15 H23.5.31
11	研究教育施設第一地区	155.6	155.6	H22.4.9
12	研究教育施設第二地区	20.7	20.7	H22.4.9
13	研究教育施設第三地区	126.1	126.1	H22.4.9 H23.12.28
14	研究教育施設第四地区	18.2	18.2	H22.4.9
15	研究教育施設第五地区	295.8	295.8	H22.4.9
16	研究教育施設第六地区	11.3	11.3	H22.4.9
17	研究教育施設第七地区	16.9	16.9	H22.4.9
18	研究教育施設第八地区	235.8	235.8	H22.4.9
19	研究教育施設第九地区	107.1	107.1	H22.4.9
20	研究教育施設第十地区	301.1	301.1	H22.4.9
21	研究教育施設第十一地区	6.3	6.3	H22.4.9
22	研究教育施設第十二地区	32.5	32.5	H22.4.9
23	稲 岡 地 区	21.4	21.4	H22.6.18
24	北 条 中 台 地 区	18.6	18.6	H22.6.18
25	吾 妻 一 丁 目 十 六 街 区	1.6	1.6	H22.6.18
26	松 代 三 丁 目 二 十 一 ・ 二 十 六 街 区	4.3	4.3	H22.6.18
27	並木二丁目十五・十六街区	1.7	1.7	H22.6.18
28	中 根 ・ 金 田 台 地 区	41.4	41.4	H23.5.31
29	竹 園 第 一 地 区	3.6	3.6	H23.12.28
30	並 木 第 一 地 区	8.0	8.0	H23.12.28
31	竹 園 第 二 地 区	1.7	1.7	H25.3.26
32	竹 園 第 三 地 区	3.0	3.0	H26.10.20
33	並 木 第 二 地 区	6.9	6.9	H26.10.20
34	並 木 第 三 地 区	1.0	1.0	H26.10.20
35	並 木 第 四 地 区	1.2	1.2	H27.10.22
合 計		2,811.3	2,773.7	-

<地区計画位置図>



5 区域指定制度

区域指定制度とは、平成12年の都市計画法の改正により創設されたもので、つくば市では、「つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例」に基づき、平成19年4月1日から運用を開始しています。

市街化調整区域であっても、区域指定の区域内の土地については、建築物の用途制限（住宅、店舗等）や敷地の面積要件等に適合すれば、誰でも都市計画法の許可を受けることが可能となります。

表. 第34条第11号の区域
(第1指定区域)

番号	大字
11-1	神郡
11-2	田中・田水山
11-3	小沢・漆所 北条・杉木
11-4	平沢
11-5	泉
11-6	北条・小泉
11-7	泉
11-8	北太田
11-9	栗原
11-10	大形
11-11	大形
11-12	松塚・横町 栄・大
11-13	古来
11-14	下広岡
11-15	上広岡・下広岡
11-16	天宝喜・稲荷川 小茎・宝陽台の一部
11-17	高見原4丁目の一部 高見原5丁目の一部
11-18	手子生
11-19	上郷
11-20	西高野
11-21	高野
11-47	吉沼
11-48	大
11-49	山口

表. 第34条第11号の区域
(第2指定区域・第1指定区域を含む)

番号	大字
11-22	水守
11-23	山木
11-24	君島
11-25	若森・大曽根
11-26	大曽根・篠崎
11-27	蓮沼
11-28	玉取・大曽根
11-29	前野・長高野
11-30	前野
11-31	篠崎
11-32	要元南口の堀 要元上口の堀
11-33	要元猿壁・栗原
11-34	上ノ室
11-35	倉掛
11-36	大角豆
11-37	上広岡
11-38	大角豆
11-39	上原
11-40	松野木
11-41	柳橋・上横場
11-42	上横場・榎戸
11-43	若栗
11-44	中山・菅間 鷹野原の一部
11-45	高見原2丁目の一部 高見原3丁目の一部 高見原5丁目の一部 高崎・稲荷川
11-46	大井
11-50	館野
11-51	樋の沢
11-52	下広岡・大角豆 酒丸元西谷ヶ代 酒丸元中東 遠東

表. 第34条第12号の区域

番号	大字
12-1	上大島
12-2	上大島
12-3	国松
12-4	上菅間
12-5	沼田・国松・筑波
12-6	筑波
12-7	洞下・上菅間 高野原新田
12-8	中菅間
12-9	臼井・神郡
12-10	寺具
12-11	作谷
12-12	作谷
12-13	安食
12-14	下大島
12-15	上岩崎
12-16	下岩崎・上岩崎
12-17	小茎
12-18	今鹿島
12-19	上里
12-20	田倉
12-21	上郷
12-22	野畑
12-23	今鹿島
12-24	今鹿島

<区域指定位置図>

